

## 電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の区分計算書記載要領

- 1 この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第2号又は同項第3号に掲げる事業（以下、それぞれ「1号事業」「2号事業」「3号事業」といいます。）を併せて行う法人が作成し、申告書に添付してください

申告書には本計算書のほか、次のものを添付してください。

- ・ 所得金額に関する計算書（法施行規則第6号様式別表5）
- ・ 収入金額に関する計算書（法施行規則第6号様式別表6）
- ・ 法人税申告書別表4（以下「別表4」といいます。）
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 雑益、雑損の内訳書

なお、本計算書によりがたい場合は任意の様式を使用して差支えありませんが、計算過程を明記してください。

- 2 2号事業又は3号事業と1号事業を併せて行う法人が、いずれか一方の事業の課税方式を用いることとした場合は、本計算書の①欄～③欄まで、それぞれの事業部門ごとに該当金額を記載してください。

なお、1号事業の課税方式（所得金額課税方式）を用いることとした場合には、「収入金額に関する計算書」の提出は不要です。

- 3 「(ウ)あん分率」欄には、両事業部門の売上金額の割合など、最も妥当と認められる基準により算出した数値を記載してください。（例：(イ)その他の事業部門の売上高 / (ア)売上高総額）

この数値は、「D（区分困難）」欄に記載した金額をそれぞれの事業に配賦するための基準となります。

### 【各行のかきかた】

- 4 「①売上高」欄には、総売上高から売上値引、戻り高を控除した額及び別表4で申告調整した売上高の合計額を記載します。

なお、電気供給業の附帯事業である受注工事事業、器具等の販売事業の売上高についてもこの欄に記載します。（電気供給業の附帯事業の売上高は、すべてその他の事業部門の売上高になります。）

- 5 「②売上原価」欄には、「①売上高」欄の金額に対応する売上原価を記載します。
- 6 「④販売費及び一般管理費」「⑥営業外収益」「⑦営業外費用」「⑨特別利益」「⑩特別損失」及び「⑫法人税充当額」欄には、損益計算書に記載した当該勘定科目の金額をそれぞれ記載します。
- 7 ⑭欄及び⑮欄には、別表4で申告調整した売上高、売上原価以外の金額を記載します。
- 8 ⑰欄及び⑱欄には、「所得金額に関する計算書」で加算・減算した金額を記載します。

### 【各列のかきかた】

- 9 「B（電気供給業部門）」欄には、電気供給業部門（2号事業又は3号事業）に専属する金額を記載します。
- 10 「C（その他の事業部門）」欄には、その他の事業部門（1号事業）に専属する金額を記載します。

- 11 「D（区分困難）」欄には、電気供給業とその他の事業に共通する金額を記載します。
- 12 「E（Dのうち電気供給業部門に係るもの）」欄には、「D（区分困難）」欄の金額から「F（Dのうちその他の事業部門に係るもの）」欄の金額を控除した金額を記載します。
- 13 「F（Dのうちその他の事業部門に係るもの）」欄には、「D（区分困難）」欄の金額にウ（あん分率）の率を乗じて得た金額を記載します。
- 14 「G（電気供給業部門の計）」欄には、「B（電気供給業部門）」欄と「E（Dのうち電気供給業部門に係るもの）」欄の金額の合計を記載します。
- 15 「H（その他の事業部門の計）」欄には、「C（その他の事業部門）」欄と「F（Dのうちその他の事業部門に係るもの）」欄の金額の合計を記載します。
- 16 「G（電気供給業部門の計）」欄に記載した益金のうち、収入金額は収入割の課税標準の算定の対象となりますので、この欄に記載した収入金額に基づき、「収入金額に関する計算書」を作成してください。